

令和5年度 動物取扱責任者研修

奈良県

動物取扱責任者とは

動物取扱責任者になるためには

- 十分な技術的能力と専門的な知識経験を有する者
- 欠格要件に該当しないこと
- 事業所ごとに、常勤の職員が当該事業所に専属の責任者として配置されていること

動物取扱責任者になってからの役割

- 適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を顧客へ説明すること(重要事項説明職員の兼務)
- 研修会において得た知識・技術を事業所の他の職員に指導すること

目次

令和元年度法改正のおさらい

- 犬猫の飼養管理基準
- マイクロチップ制度

営業上の留意事項

- 帳簿管理
- 定期報告届出

第一種動物取扱業の各種手続き

- 第一種動物取扱業の更新
- 第一種動物取扱業の変更

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

全65条→全99条

- ・平成24年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定
- ①幼齢の犬猫の販売等の制限(販売日齢の規制) ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

黒字:令和2年6月1日施行
緑字:令和3年6月1日施行
青字:令和4年6月1日施行

主な改正内容

1 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準:飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③動物の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日(8週)を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物(危険動物)に関する規制の強化
 - ・愛玩目的での飼養等を禁止
 - ・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待罪に対する罰則の引き上げ
殺傷:懲役5年、罰金500万円 ← 懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄:懲役1年、罰金100万円 ← 罰金100万円

4 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5 マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける(義務対象者以外には努力義務を課す)
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

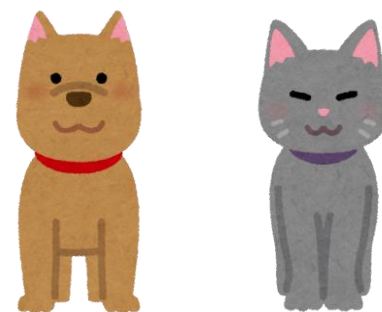
6 その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

犬猫の飼養管理基準

犬猫の管理の仕方に具体的な数値基準等が定まりました

- ① ケージ等や運動スペース
- ② 飼養・保管に従業する従業者の員数
(令和3年5月31日以前に登録した事業所は、令和6年6月1日に完全施行)
- ③ 飼養・保管環境の管理
- ④ 動物の疾病等に係る措置
- ⑤ 動物の展示・輸送の方法
- ⑥ 動物の繁殖方法(回数、年齢、その他)
- ⑦ その他



① ケージ等や運動スペース

運動スペース分離型(分離型)

寝床や休憩場所となるケージ飼育を想定した基準(ケージ飼養等)

寝床や休憩場所として用いるケージ等

分離型運動スペース

運動スペース一体型(一体型)

寝床や休憩場所と運動スペースを含む飼養設備(平飼い等)

運動設備を含む飼養設備(檻・ケージ等)

- * 飼養期間の長短によらず、基本的に分離型のケージの広さを満たす必要がある
- * 飼養期間が長期間(販売・貸出し・展示・譲受飼養業)に渡る場合は、運動スペースを有する分離型か一体型を満たし、1日3時間以上運動スペースに犬猫をだすこと

1日3時間以上の運動

1日3時間以上、飼養施設の運動スペース内で自由に運動できる状態を確保すること

○ 認められるパターンの例示

- 午後3時間運動
- 午前2時間＋午後1時間運動

× 認められないパターンの例示


- 1日2時間の運動＋客との触れ合い1時間
- 1日2時間の運動＋公園や散歩等における運動1時間


複数頭を一体型で飼養・分離型の運動スペースで運動させる場合


- ① 1頭あたりの最低面積を積み上げる
- ② 複数飼いの必ず確保しなければならない面積を算出(最も体長が長い個体の分離型の6倍)
- ③ いずれか広い方が必要面積


例題) チワワ(体長20cm) 1頭とトイプードル(体長30cm) 1頭と
ラブラドル・レトリバー(体長60cm) 1頭で同時使用するための運動スペースの必要面積は?

① 複数飼いで1頭あたりに必要な最低面積は分離型の3倍

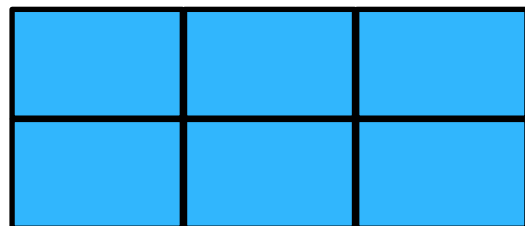
 $20 \times 2 \times 20 \times 1.5 \times 3 = 3600\text{cm}^2$ チワワ(体長20cm)

 $30 \times 2 \times 30 \times 1.5 \times 3 = 8100\text{cm}^2$ トイプードル(体長30cm)

 $60 \times 2 \times 60 \times 1.5 \times 3 = 32400\text{cm}^2$
ラブラドル・レトリバー(体長60cm)

合計
44,100cm² 

② 最も体長が長い個体(ラブラドル・レトリバー)
の分離型の6倍



$60 \times 2 \times 60 \times 1.5 \times 6$
 $= 64800\text{cm}^2$

③ ①より②が広いので、この組み合わせで必要面積はラブラドルの分離型の面積の6倍

必要面積

64,800cm² (6.48m²)



ケージ等・訓練場の構造

* ケージ等と訓練場について

- 床に金網が使われていない(※)
- サビ、割れ、破れ等の破損がない(※※)

※ すのこ、全体を覆うように金網の上にトレーを置く場合など、肉球が痛まないような管理をしている場合は例外的に基準を満たす

※※適切な補修が行われていればサビ、割れ、破れ等の破損があるとはみなされない

② 飼養・保管に従事する従業者 の員数(員数規定)

令和3年5月末以前から業登録のあった事業所
⇒段階的な施行途中であり、令和6年6月に完全施行

* 飼養保管に従事する職員1人あたりの飼養保管頭数の上限が定められた

💡 飼養保管頭数に含まれない個体

① 親と同居している子犬・子猫

② 繁殖引退犬猫

従業員1人あたりが飼養できる犬、猫の頭数

犬の頭数

	うち繁殖犬
20	15

猫の頭数

	うち繁殖猫
30	25

※上記の数は令和6年6月からの完全施行の場合

※※犬猫を同時に飼養保管する場合は右表参照

〈犬と猫の両方を飼養保管する場合の上限頭数〉
犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの頭数の上限は、それぞれの上限の合計数ではなく、別途基準省令別表で定められている。

別表の読み方については、右の図表10で説明する。まず「犬の頭数」又は「猫の頭数」に着目する。犬・猫の頭数の組合せが複数ある場合は、最大値が上限となる。例えば、別表において犬の頭数が「11頭」の場合(①)は、表の同じ行のうち、猫の頭数は「14頭」又は「13頭」が該当するが、組合せの最大値を取るため猫の頭数は「14頭」となる(②)。犬と猫の上限頭数が確定した後、これに対応する犬・猫の「繁殖の用に供する頭数」の上限頭数の値が何頭かを確認する。犬が「11頭」の場合、このうち繁殖犬は「8頭」が上限頭数となり(③)、これに対応する猫の上限頭数「14頭」の場合、このうち繁殖猫は「12頭」が上限頭数となる(④)。

上の例では、まず「犬の頭数」に着目したが、逆に「猫の頭数」から見た場合、猫の上限頭数に対応する犬の上限頭数は1つに決まるため、繁殖の用に供する犬・猫の頭数も明確に1つに決まることとなる。

図表10 犬と猫の両方を飼養保管する場合の職員1人当たりの飼養保管頭数の上限

飼養または保管する犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
0	0	30	25
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
		26	21
3	3	25	20
		24	19
4	4	23	18
		22	17
5	5	21	16
		20	15
6	6	19	14
		18	13
7	7	17	13
		16	12
8	8	15	11
		14	10
9	9	13	9
		12	8
10	10	11	7
		10	6
11	11	9	5
		8	4
12	12	8	3
		7	2
13	13	6	1
		5	0
14	14	4	0
		3	0
15	15	2	0
		1	0
16	16	0	0
17	17	0	0
18	18	0	0
19	19	0	0
20	20	0	0

※本表は基準省令本則別表(P95)を上限頭数の説明のために加工したもの。

③ 飼養・保管環境の管理

□ 施設に温度計と湿度計が備えられている



□ 寒さ、暑さにより健康に支障が生じる恐れがない



□ 震えや開口呼吸がない

□ 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なう臭いがしない

□ 自然光や照明により、適切な光の管理をしている



□ 照明を用いた猫の人為的な発情促進がない

④ 動物の疾病等に係る措置

対象個体：1年以上継続して飼養を行う犬猫

対象業種：販売業、展示業、貸出し業、譲受飼養業

- 毎年1回以上健康診断を実施している
 - 繁殖個体については、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせる

- 健康診断の診断書を5年間保管している
 - 対象個体がいなくなった場合も5年間保管する

← 診断書の参考例

(飼養管理基準の解説と運用指針P34)

診断書(参考例)

繁殖の適否

実施した個体:

診断結果: 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:

動物病院等の名称:

所在地:

電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等		
身体の確認	全身(被毛の状態、削痩や肥満がないか等)		
	眼の周囲(目やに等で視力に影響がないか等)		
	口の周囲(歯や歯石の状態に異常がないか等)		
	四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等)		
	肛門周囲(糞尿が固着していないか、傷やただれがないか等)		
生殖器的状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)			
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。

💡 犬猫の個体の年齢や基礎疾患の有無等の健康状態により、必要な検査項目異なる



💡 かかりつけの獣医師を確保し、相談の上、その個体にあった内容の健康診断を受診しましょう

⑤ 動物の展示(休息)・輸送の方法

□展示を行う際に休息できている(販売業・展示業)



□休息できる設備に自由に移動できる状態を確保しているか、展示時間が6時間を超えるごとに、展示を行わない時間(休息时间)を設けている。

□輸送後2日間の観察を行っている(販売業・貸出し業)

□飼養施設に輸送された犬猫について、輸送後2日間以上、その状態(下痢・嘔吐・手足の麻痺等)を目視によって観察している。

※販売業においては、観察後に販売を行うこと

⑥ 繁殖方法 (繁殖回数・年齢等)

	生涯出産回数	交配時の年齢(メス)
犬	6回まで	<p>6歳以下</p> <p>※7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下</p>
猫		<p>6歳以下</p> <p>※7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下</p>

💡 生涯出産回数の証明方法

繁殖実施状況記録台帳に出産回数を正確に記録していること
(台帳は5年間保管)

動物取扱業における
犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針

～守るべき基準のポイント～

犬猫の飼養管理基準
の詳しい内容はこちら



環境省 飼養管理基準

検索

マイクロチップの装着等の義務化

- ① **犬猫等販売業者へのMCの装着、情報登録の義務化**
※犬猫販売業者以外については、装着は努力義務



- ② MCを装着した犬猫を譲り受けた者については、**変更登録の義務化**

- ③ **狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例**

求めをしている県内の
市町村数:11 (R6.1現在)

- ◇MC装着に伴う犬の情報登録時には、求めにより市町村長に通知
- ◇装着されたMCは、狂犬病予防法上の鑑札とみなす

狂犬病予防注射済票は装着義務あり

- ④ **環境大臣による指定登録機関((公社)日本獣医師会)の指定**

- ◇環境大臣が指定する者に、登録等の業務を行わせることができる

【マイクロチップ制度について】

環境省HP



環境省 マイクロチップ制度

検索



【犬と猫のマイクロチップ情報登録】

環境省指定登録機関



犬と猫のマイクロチップ情報登録

検索



【動物愛護管理法(基準省令含む)の施行・適用タイミング】現在

R3.4.1時点

		R2.6.1	R3.6.1	R4.6.1	R5.6	R6.6	R7.6	
R2.6.1 全般	第一種動物取扱業 責任者要件	新規施設は適用		→				
		(既存施設は経過措置期間)※1			既存施設の完全適用			
R3.6.1施行 飼養管理基準 (基準省令)	飼養施設		新規施設は適用		→			
			(既存施設は経過措置期間)※2	既存施設の適用				
	従業員の員数	第一種、第二種	新規施設は適用		→			
		第一種	(既存施設は経過措置期間)※2	段階的適用	→		既存施設の完全適用	
				犬(うち繁殖犬)/猫(うち繁殖猫) 30頭(25頭) / 40頭(35頭)	犬(うち繁殖犬)/猫(うち繁殖猫) 25頭(20頭) / 35頭(30頭)	犬(うち繁殖犬)/猫(うち繁殖猫) 20頭(15頭) / 30頭(25頭)		
				(既存施設は経過措置期間)※2	段階的適用	→		既存施設の完全適用
			犬(うち繁殖犬)/猫(うち繁殖猫) 30頭(25頭) / 40頭(35頭)		犬(うち繁殖犬)/猫(うち繁殖猫) 25頭(20頭) / 35頭(30頭)	犬(うち繁殖犬)/猫(うち繁殖猫) 20頭(15頭) / 30頭(25頭)		
	環境管理		適用		→			
	疾病措置		適用		→			
	展示・輸送		適用		→			
繁殖	下記以外	適用		→				
	メスの交配年齢、出産回数	適用		→				
その他		適用		→				
R4.6.1施行 マイクロチップ装着義務	マイクロチップ装着	適用		→				
56日規制(49日→56日)(※3)		適用		→				

※1 R2.5.31以前に登録した事業所

※2 R3.5.31以前に登録した事業所

※3 犬猫販売業者は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売または販売の様に供するために引渡又は展示をしてはならない。

ただし、文化財保護法第109条第1項の規定により天然記念物として指定された犬(以下、指定犬とする)の繁殖を行う犬猫販売業者が、犬猫販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は引き続き、49日規定が適用される。(指定犬：秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬)

営業上の留意事項 ～帳簿作成・届出等～

各種記録台帳の記載及び保管

各種記録台帳等		下表の区分に従って、記録台帳等を調製し、それぞれ5年間保管する必要があります。 ※ ウの届出については、毎年度管轄保健所に提出。							
記録台帳等	様式	記録事項等	販売	保管	貸出し	訓練	展示	剪りあせん	譲受飼養
ア 飼養施設及び動物の点検状況記録台帳 (基準省令第2条第1号イ・第7号ム関係)	参考様式第9 (該当事項がすべて記載されているものであれば任意様式でも可)	・飼養施設の清掃、消毒及び保守点検の実施状況 ・動物の数及び状態の確認の実施状況 ※1日1回以上、巡回・確認して記録し5年間保管	○	○	○	○	○	○	○
イ 動物に関する帳簿 (法第21条の5第1項関係)	(任意様式) 犬猫	・施行規則第10条の2第1項規定の事項 ※個体ごとに帳簿を記載し5年間保管 ※※1年以上継続して飼養を行う犬・猫については、毎年1回以上獣医師による健康診断(繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。)を受けさせ、その結果を記載した診断書を5年間保存(基準省令第2条第4号ハ関係)	○		○		○		○
	(任意様式) 犬猫以外	・施行規則第10条の2第1項規定の事項 ※所有または占有した日及び品種ごとに帳簿を記載し5年間保管	○		○		○		○
ウ 動物に関する届出 (法第21条の5第2項・施行規則第10条の3各項関係)	様式第11の2	・法第21条の5第2項規定の事項 ※毎年度、管轄保健所へ提出	○		○		○		○
エ 繁殖実施状況記録台帳 (基準省令第2条第6号ハ・チ関係)	参考様式第10 ^{※2} (該当事項がすべて記載されているものであれば任意様式でも可)	・動物の繁殖の実施状況 ※犬・猫を繁殖させて、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらと台帳も5年間保存	○		○		○		○
オ 取引状況記録台帳 (基準省令第2条第7号エ関係)	参考様式第11 (該当事項がすべて記載されているものであれば任意様式でも可)	・動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況 (販売先に係る情報を含む。) ※5年間保管	△	○	△	○	△	○	△

法：動物の愛護及び管理に関する法律

施行規則：動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

基準省令：第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

○：記録台帳の調製・保管が必要な業種、△：省略が可能な業種

対象⇒全業種

毎日実施
5年間保管

ア.飼養施設及び動物の 点検状況記録台帳

参考様式第9（基準省令第2条第一号イ及び同条第七号ム関係）

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 競りあっせん 譲受飼養

飼養施設の所在地

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
	:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有		

備考

- 1 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- 2 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

対象⇒販売・貸出し・展示・譲受飼養業

☑5年間保管

イ.動物に関する帳簿

必要な記載事項

- ① 動物の**品種等**の名称(犬・猫⇒所有する(または占有)する**個体**ごと、犬・猫以外⇒所有(または占有)する動物の**種類**等ごと)
- ② 動物の**繁殖者**の氏名(法人の場合は名称)及び登録番号(または所在地)
 - ・ 輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつてはこの動物を輸出した者の氏名(法人の場合は名称)及び所在地
 - ・ 譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつてはこの動物を譲渡した者の氏名(法人の場合は名称)及び所在地
 - ・ 捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名(法人の場合は名称)、登録番号(または所在地)及びこの動物を捕獲した場所
- ③ 当該動物の**生年月日**
 - ・ 輸入等をされた動物であつて、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等
- ④ 動物を**所有し、又は占有するに至った日**
- ⑤ 動物を当該動物販売業者等(自身)に**販売した者(または譲渡した者)**の氏名(法人の場合は名称)及び登録番号(または所在地)
- ⑥ 動物の**販売(または引渡し)をした日**
- ⑦ 動物の**販売(または引渡し)の相手方**の氏名(法人の場合は名称)及び登録番号(または所在地)
- ⑧ 動物の**販売(または引渡し)の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと**の確認状況
【販売業者のみ】
- ⑨ 動物の**販売を行った者の氏名**
- ⑩ 動物の**販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供(顧客への対面説明)**及び基準省令第二条第七号へに掲げるこの情報提供についての顧客による確認**(署名)**の実施状況
【貸出業者のみ】
- ⑪ 貸出業者にあつては、この動物に関して**貸出先への情報提供**(基準省令第二条第七号ト)の実施状況並びにこの動物の貸出しの目的及び期間
【飼養(または保管)している間に動物が死亡した場合のみ】
- ⑫ 動物が**死亡した日** ⑬動物の**死亡原因**

☑5年間保管

イ.動物に関する帳簿

おもて面

うら面

動物に関する帳簿(例示)：表面

例示様式(法第 21 条の 5 関係)

動物に関する帳簿

生体情報

※1 品種等の名称	性別	おす・めす 去勢：未・済 避妊：未・済
	毛色	
生年月日	令和 年 月 日生(確定・推定※2)	
マイクロチップ No.		
<input type="checkbox"/> 繁殖者 <input type="checkbox"/> 輸入者 <input type="checkbox"/> 譲渡者 <input type="checkbox"/> 捕獲者※3	氏名 又は名称	登録番号 又は所在地
仕入れ業者 (繁殖者と異なる場合)	氏名 又は名称	登録番号 又は所在地
所有者 (所有権が移転していない場合のみ記載)		
特記事項	病歴・ワクチン接種履歴	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	遺伝性疾患の有無	無・有 ()
備考		

※1 犬猫等販売業者は個体ごとに、その他の動物販売業者は品種等ごとに帳簿を作成してください。 ※2 推定は輸入等された動物で生年月日が明らかでない場合のみ選択できます。 ※3 捕獲された動物の場合、当該動物を捕獲した場所を備考欄に記載すること。

動物に関する帳簿(例示)：裏面

仕入れ(所有・占有)・販売(引渡し)歴

仕入れ日 (所有・占有日)	令和 年 月 日	販売日 (引渡し日)	令和 年 月 日
販売・引渡し先	氏名 又は名称		
	登録番号 又は所在地		
	関係法令 遵守の確認	動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条各号のいずれかに該当が <input type="checkbox"/> ありません	
	重要事項説明 の確認	同法律第 21 条の 1 又は同法第 21 条の 4 の規定に基づく説明を <input type="checkbox"/> 理解しました	
販売担当者 氏名		販売・貸出し 重要事項説明	<input type="checkbox"/> (対面)説明(次表の事項) <input type="checkbox"/> 現物確認
貸出しの目的		貸出期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
死亡日	令和 年 月 日	死亡理由	



個体ごとに帳簿を作成



種類等ごとに帳簿作成
例) 蛇とヤモリを取り扱う事業所
⇒ 爬虫類グループとして作成

5年間保管

動物に関する帳簿

〈記載例〉【参考】犬猫を取り扱う販売業の様式

参考様式（法第21条の5第1項関係）

(犬猫用) 動物に関する個体ごと帳簿【販売】 事業所名： ペットショップさいたま 登録番号： 第 69- 3192号

No.	①品種等	②管理番号又は名前		④性別	③所有日 (仕入れ日又は 生まれた日)			⑤仕入れ元 (又は自家繁殖)		⑧繁殖者	⑩生年月日	⑨販売日 又は 引渡日		⑪販売又は引渡し先			⑫相手方が法令に違反して いないか 確認した か?	⑬(こちら 側の) 販売担当 者氏名	⑭重要事 項の 氏名	⑯(削除で死にしまった場合)		⑰(その他)						
		③ネコちゃんNo.	③毛色		生まれた日	氏名又は 名称	登録番号 又は所在地	氏名又は 名称	登録番号 又は所在地			氏名又は 名称	登録番号 又は所在地	氏名又は 名称	氏名又は 名称	氏名又は 名称				氏名又は 名称	氏名又は 名称		氏名又は 名称	氏名又は 名称	氏名又は 名称	氏名又は 名称	氏名又は 名称	氏名又は 名称
11	ハゲ	ばくお 392- 141000003192	オス フオーン	2020/5/1	埼玉玉大畜	第69-0000号	埼玉 太郎	第70-0000号	2020/3/1	2020/6/1	大器 彰子	さいたま市大宮区〇〇	済	清和 一郎	済													
12	ビーグル	キウタ 392- 141000003193	オス 黒茶白	2020/5/9	当野 二郎	第69-0000号	同左	同左	2020/3/5											2020/7/10	先天性の疾患							
13	チワワ	シュシュ 392- 141000003194	メス 白	2020/5/15	自家繁殖				2020/5/15												父：ジョン 母：ハゲ							
14																												
15																												
16																												
17																												
18																												
19																												
20																												

※この帳簿は5年間保存すること

⑤ 繁殖者が明らかでない場合は次の情報を記すこと。輸入された動物：輸出した者、譲渡された動物：譲渡した者、捕獲された動物：捕獲した者
⑩ 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等を記すこと。

☑5年間保管

イ.動物に関する帳簿

〈記載例〉【参考】犬猫以外を取り扱う販売業の様式

参考様式（法第21条の5第1項関係）

（犬猫以外用）取扱い動物に関する帳簿【販売】

事業所名： ペットショップさいたま

登録番号： 第 69- 3192号

動物の種類： **鳥**

品種等の名称： プンチョウ

No.	①所有日、販売引渡し日又は死亡日		②仕入れ元（又は自家繁殖）		③数量	④繁殖者			⑤生年月日	⑥販売又は引渡し先					⑦相手方が法令に違反していないか確認したか？		⑧（こちら側の）販売担当者氏名			⑨重要事項説明及び署名		⑩数量	⑪死亡原因		⑫備考	⑬現在数		
	年月日	氏名又は名称	登録番号又は所在地	頭数		氏名又は名称	登録番号又は所在地	氏名又は名称		登録番号又は所在地	氏名又は名称	登録番号又は所在地	氏名	署名	氏名	署名	氏名	署名	氏名	署名	氏名		署名	氏名		署名	氏名	署名
1	2020/6/1	在籍		5																								5
2	2020/6/5									大宮 彩子	さいたま市大宮区〇〇	済	満和 一郎	済	2													3
3	2020/6/10	埼玉小鳥舎	第69-〇〇〇〇号	4	埼玉 太郎	第70-〇〇〇〇号	2020/5/10																					7
4	2020/6/12																						不明（突然死）	1	6/10入荷個体			6
5	2020/6/15	自家繁殖		3			2020/6/15																					9
6																												
7																												
8																												
9																												
10																												

※この帳簿は5年間保存すること

④ 繁殖者が明らかでない場合は次の情報を記すこと。輸入された動物：輸出した者、譲渡された動物：譲渡した者、捕獲された動物：捕獲した者
⑤ 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等を記すこと。

対象⇒販売・貸出し・展示・譲受飼養業

毎年の届出義務

ウ.動物に関する届出

おもて面

うら面

様式第11の2（第10条の3第1項関係）

保健所長 殿

年 月 日

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年	月	日				
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
爬虫類							
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
爬虫類							

8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数	犬	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
爬虫類							
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備考							

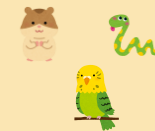
備考

- 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

☑令和3年6月から適用の動物種と業種

①犬猫以外の哺乳類・鳥類・は虫類

②貸出・展示・譲受飼養業



☑毎年度、報告が必要（報告期間：4/1～5/30）

対象⇒販売・貸出し・展示業

☑5年間保管

工.繁殖実施状況記録台帳

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示
動物の種類

交配等 年月日	雌 (個体識別番 号、名称等)	雄 (個体識別番 号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の状 態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備 考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性(繁殖に供する ことをやめた年月日)		
										雌	雄	
						健・否	健 康: 疾 病 等: 死 亡 等:	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日(交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日)等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果(次回の繁殖に対する指導・助言内容等)を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。

【帝王切開についての基準】

帝王切開は、獣医師のみが行い獣医師による出生証明書と診断書を5年間保管する

対象⇒全業種(販売・貸出し・展示・譲受飼養業は省略可能)

5年間保管

才.取引状況記録台帳

参考様式第11(基準省令第2条第七号エ関係)

取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 競りあっせん 譲受飼養

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の関係法令遵守の状況	担当者氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)	遵守・違反		

備考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
- 2 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 3 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取した場合に「遵守」を○で囲むこと。また、聴取により違反が確認された場合には「違反」を○で囲むこと。

帳簿・届出に関する罰則等

* 動物に関する帳簿

- 備え付けていない
- 記載漏れ
- 虚偽の記載
- 5年間保管していない

* 定期報告届出

(動物に関する届出)

- 管轄保健所へ未提出
- 虚偽の届出



20万円以下の過料

第一種動物取扱業の各種手続き ～更新・変更等～

更新の手続き

第一種動物取扱業者の有効期限は 5年間

＜必要なもの＞

- ①第一種動物取扱業登録更新申請書(様式第4)
- ②添付書類(登録後、変更のないものは省略可)

+

手数料(奈良県収入証紙による納付)

15,000円

※奈良市内の事業所については現金での納付
(同時申請の場合、2業種目以降1業種につき10,000円)

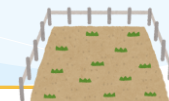
更新時の添付書類

- ①申請者・動物取扱責任者・使用人が法第12条第1項第1から第7号の2までに該当しないことを示す書類(欠格要件)
- ②ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬・猫の飼養・保管を行う場合)
- ③事業所・飼養施設の土地・建物について事業の実施に必要な権限を有することを示す書類
- ④その他の添付書類は、変更がなければ不要

権限を有することを示す書類

建物・土地が自己所有(申請者名義)の場合

- 事業の実施にかかわる場所使用権限自認書



建物・土地が賃貸等の場合

- 事業の実施にかかわる場所使用承諾証明書

以下の場合に承諾証明書が必要です

賃貸物件

戸建てで共有名義の場合

分譲型マンション等(マンションの管理規約等で共有部分の使用に制限があるため)

権限を有することを示す書類

権限自認書（見本）

第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用権原自認書

第一種動物取扱業・第二種動物取扱業の申請・届出に係る事業の実施場所である事業所・飼養施設は、私の所有であることに間違いありません。

奈良県 保健所長 殿

年 月 日

〒
住所
氏名
電話

動物取扱業の申請者と同一の
「住所」「氏名」であること

共有の有無： 有 ・ 無

- 備考 1 第一種動物取扱業の場合は「第一種動物取扱業」に「○」をつけ、登録申請又は登録更新申請の場合は「申請」に、飼養施設設置届又は第一種動物取扱業届出の場合は「届出」に「○」をつけてください。
- 2 第二種動物取扱業の場合は「第二種動物取扱業」に「○」をつけ、「届出」と「飼養施設」に「○」をつけてください。
- 3 共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名を記入し、「第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用承諾証明書」を合わせて提出してください。

承諾証明書（見本）

第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用承諾証明書

事業所の所在地	奈良市登大路町30		事業所の名称
	ペットショップ県庁		
事業実施場所の使用者	住所	〒 630-8501 奈良市登大路町30	
	氏名	消費・生活 太郎	電話
使用期間	1	定めなし	
	2	年 月 日 から 年 月 日 まで	
事業実施場所の所有者又は管理受託者（注1）	上記のとおり、第一種動物取扱業・第二種動物取扱業に係る事業所・飼養施設として使用を承諾したことを証明する。		
	〒	住所	土地・建物の所有者等が記入する事項
	氏名	電話	
備考（注2）			

注1：共有の場合は、空欄又は別紙等に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

証明する事業内容（第一種動物取扱業又は第二種動物取扱業）と用途（事業所又は飼養施設）に「○」をつけてください。

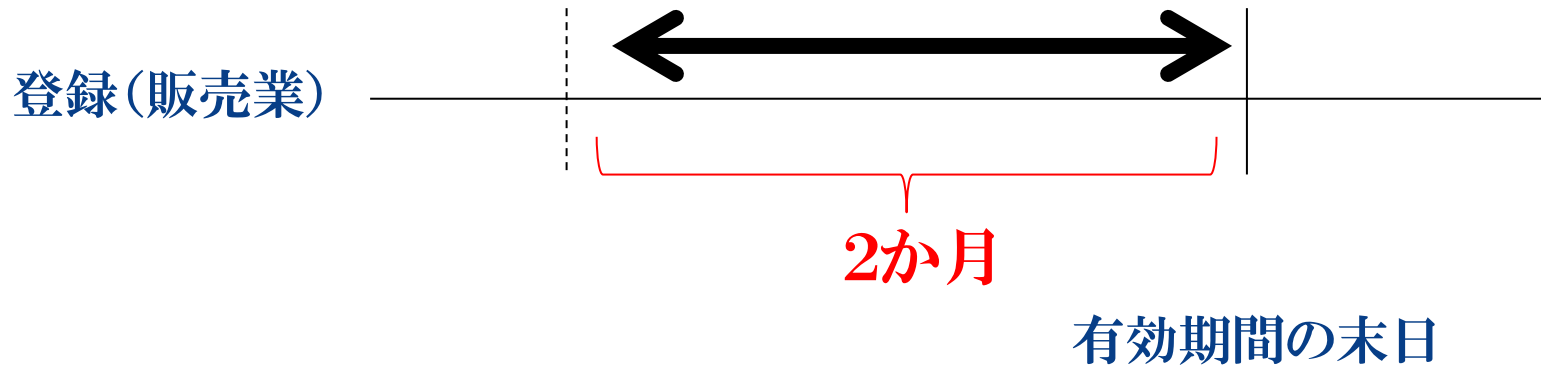
注2：業種、取り扱う動物種等が限定されている場合にはその旨を記載してください。

飼養施設が自動車の場合は車両番号を記載してください。

更新の時期

- 2ヶ月前から更新申請が可能
- 早く更新しても、有効期限が短くなることはない

販売業の更新申請が可能(事前の通知はない)

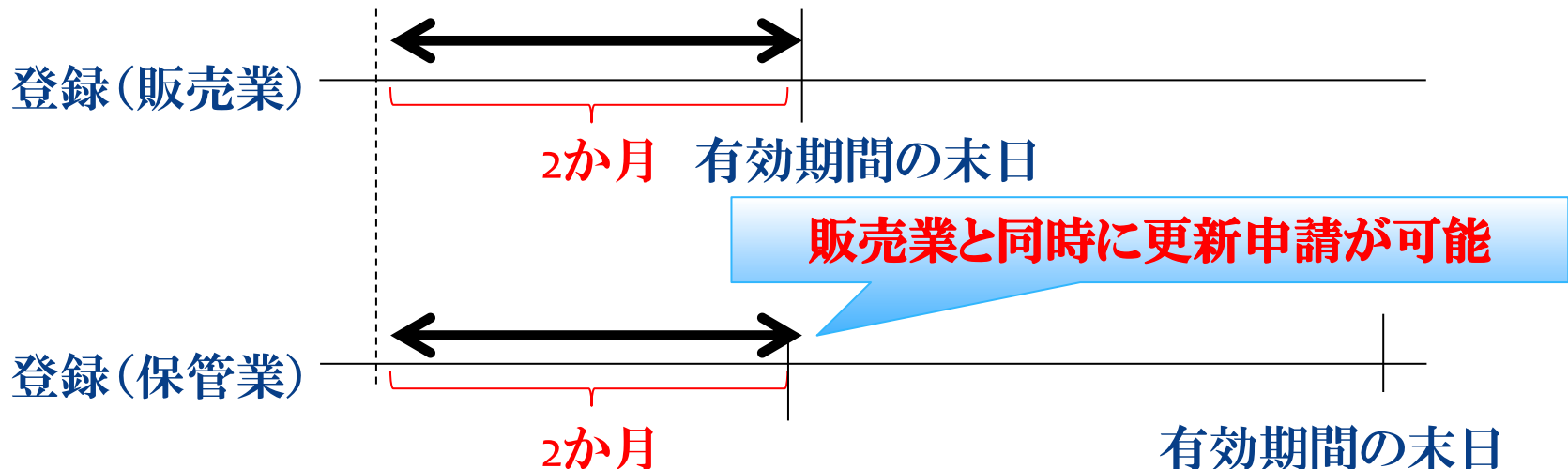


複数業種の同時申請

有効期限の早い登録業種と同時に更新もできる

※同時申請した業種の有効期限は、早い登録業種のものに統一されます。

販売業の更新申請が可能



登録証について

- 管轄の保健所で登録証を発行
※ 郵送等の対応はしていません

- 受け取った登録証はきちんと保管する
※ 再発行手数料 2,000円

登録証は標識の代わりにも出来ます
見やすい場所に掲示しておきましょう

※ 標識掲示義務違反あり(10万円以下の過料)

変更の手続き

登録申請事項等を変更した場合、
内容毎に以下の時期に届出が必要です

- ア 変更前(あらかじめ)
- イ 変更後30日以内

変更前(あらかじめ)の届出が必要な事項

①業務内容・実施方法を変更しようとする場合
→業務内容・実施方法変更届書(様式第5)

②新たに飼養施設を設置しようとする場合

→飼養施設設置届出書(様式第6)

+飼養施設の平面図、飼養施設の付近の見取り図

+飼養施設の土地・建物について事業の実施に必要な
権限を有することを示す書類

③新たに犬猫等販売業を営もうとする場合

(すでに販売業の登録を有している場合のみ)

→犬猫等販売業開始届出書(様式第6の2)

※これに加え、別途必要書類が生じる場合あり

変更後30日以内の届出が必要な事項

- ①氏名・名称・住所・代表者氏名
- ②事業所の名称・所在地
- ③動物取扱責任者の氏名
- ④主として取り扱う動物の種類及び数
- ⑤飼養施設の所在地・構造及び規模
- ⑥役員の氏名・住所
- ⑦事業所以外の場所において重要事項の説明をする職員
- ⑧事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員
- ⑨営業時間等
- ⑩犬猫等健康安全計画
- ⑪犬猫等販売業の廃止（犬猫等販売業のみ廃止、販売業は継続）

→第一種動物取扱業変更届書(様式第7)

各種申請・届出様式の取得

<様式の入手先>

- 管轄保健所窓口
- 県消費・生活安全課 HP

奈良県 動物取扱業

 検索 

<申請・変更の届出先>

管轄保健所窓口



届出が必要か迷ったら



登録内容に変更がある場合は、
まず管轄保健所に相談しましょう

廃業の手続き

廃業後30日以内に届出が必要

<必要な書類>

- ①廃業等届出書(様式第8)
- ②登録証(有効期限が残っている場合)

※登録証を紛失した場合は管轄保健所までご相談ください

**ご清聴ありがとうございました。
これからも動物愛護行政にご協力願います。**

